

第2-1 農地転用許可後の工事進捗状況報告関係

別紙様式により農業委員会に提出する（知事・市町長許可についても農業委員会を経由して提出）。
なお、許可書を送付する際に工事進捗状況報告が必要である旨の案内文を同封するなどして提出の必要性を周知すると同時に、年1回は未提出者に対する督促等を行う。

- 1 許可に係る工事が完了したとき、遅滞なくその旨を報告する。
- 2 転用目的が達成されるまでの間、許可後3か月及びその後は1年ごとに工事及び転用の進捗状況を報告する。
- 3 転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもので、許可条件で工事の完了の報告日から3年間の事業の実施状況を報告が求められている場合は、6か月ごとに事業の実施状況を報告する。
- 4 次に掲げる軽微な変更で、周辺の営農状況、農業用施設に支障がなく、許可基準を満たしていると判断される場合は、事業計画の変更ではなく、事業進捗状況報告に変更届を添付し、変更理由、変更内容について分かる図面、その他許可基準を判断する必要な資料の提出のみでよいこととする。
 - （1）農地転用部分の増減を伴わない次に掲げるもの
 - ・ 建築物、工作物の配置の変更や面積の減少
 - ・ 使用機器の変更
 - ・ 砂利採取等の面積の減少
 - （2）被害防除の変更（同等機能以上の変更）
 - （3）農地転用後完了前に一般承継した場合
 - （4）農地への復元中であり、期間が3か月を越えないもの（始末書添付）

農業委員会会長 あて
三重 県 知 事 あて

住 所

氏 名（又は名称）

農地転用許可後の工事等進捗状況（完了・完了後状況）報告について（第 回分）

さきに、農地法第 条第 項の規定により転用許可になりました土地の工事等進捗状況を下記のとおり報告します。

記

許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 指 令 番 号	三重県指令農林水第 1 2 - 号の
転 用 許 可 地 の 所 在	
事 業 面 積	m ² (うち 農地 筆 m ² 、その他 筆 m ²)
事 業 目 的	
建 設 計 画 (完了後状況報告では記載不要)	着工（予定） 令和 年 月 日 完了（予定） 令和 年 月 日
工 事 進 捗 状 況 (完了後状況報告では記載不要)	※造成中、基礎工事中、居宅建築工事中、工事完了・登記手続き中、完成済み等を記載
転 用 状 況 (完了後状況報告では記載不要)	※未転用、一部転用済み、転用済み进行記載
工 事 完 了 後 の 状 況 (転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないものの場合のみ)	

- (注意事項)
- 1 本報告書は、2部作成し、農業委員会（を経由して知事）に提出すること。
 - 2 工事進捗状況は詳細に記載し、記載事項を証明できる配置図及び写真等を添付すること。
 - 3 建設工事が当初計画どおり進捗していない場合（遅延又は未着手）は、その理由及び今後の見通しを具体的に記載すること。
 - 4 完了の場合は工事進捗状況欄に完了年月日を記載すること。
 - 5 許可書の条件で完了報告後の状況報告が求められている場合、「工事完了後の状況」に当初の転用目的どおり使用しているか記載し、記載事項を証明できる写真等を添付すること。なお、転用目的どおり使用していない場合は、用途の変更日と変更理由の詳細を記載すること。

番 年 月 号
日

様

農業委員会会長 印
三重県知事 印

農地転用許可後の工事進捗状況（完了）報告書について

年 月 日付け 第 号をもって農地法第 条第 項の規定により許可を行った転用事業にかかる「工事進捗状況（完了）報告書」については、許可条件に示す報告期日を経過しているにもかかわらず提出が確認されておりません。つきましては、所定の様式によりすみやかに許可物件所在の市又は町の農業委員会に（を經由して）提出してください。

なお、提出がない場合、農地法第51条第1項第2号に違反することとなりますのでご注意ください。

※ 本文書と入れ違いに提出された方、又は既に提出したにもかかわらず本文書が届いた方には大変失礼がありましたこととお詫び申し上げ、下記連絡先までご連絡をお願いします。

また、本文書にお心当たりのない方は、申し訳ありませんが下記連絡先までご連絡をお願いします。

事務担当
〇〇〇市〇〇課
TEL :

許可後の事業実施催告様式

番 年 月 号
日

様

農業委員会会長 印
三重県知事 印

農地転用許可後の事業実施の催告について

年 月 日付け 第 号をもって農地法第 条第 項の規定により許可を行った転用事業については、当該工事が未着手であるので（また、著しく遅延しているのので）農地転用許可申請書に記載された事業計画に従ってすみやかに着手してください。（又、完了してください。）

なお、上記催告に応じず、工事に着手し又は工事を放置している場合、その他許可申請書に記載された事業計画どおり工事及び転用を行っていない場合において、許可に係る転用事業を完了させる見込みがなく、かつ、事業計画の変更をすることが認められないときは農地法第51条の規定による許可の取消等の処分を行うことがあります。

事業変更届様式

変 更 届

年 月 日

農業委員会会長 あて
三 重 県 知 事 あて

申請人 住 所
氏 名

年 月 日付け農地法第 条第1項の規定による許可について、下記のとおり変更
を届け出ます。

記

1. 申請者の住所、 氏名及び職業		氏 名	住 所			
	転用事業者					
2. 土地の所在、地番、 地目、面積 変更前の事業計画に 従った事業の実施状 況（現況）	土地の所在	地 番	登記事項 証明書	現 況	面 積	備 考
3. 変更を届出る内容						

第2-2 農地転用許可後の事業計画変更承認関係

1 許可目的達成が困難な場合の事業計画変更

許可権者は、転用事業実施の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案である場合において、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」という。）があるときは、次により処理する。

(1) 事業計画変更の対象

ア 事業計画変更の対象となる行為は、次の軽微な変更（周辺の営農状況、農業用施設に支障がなく、許可基準を満たしていると判断される場合）以外のものとする。

なお、軽微な変更については、事業進捗状況報告に変更届を添付し、変更理由、変更内容について分かる図面、その他許可基準を判断する必要な資料の提出のみでよいこととする。

(ア) 農地転用部分の増減を伴わない次に掲げるもの

- ・建築物、工作物の配置の変更や面積の減少
- ・使用機器の変更
- ・砂利採取等の面積の減少

(イ) 被害防除の変更（同等機能以上の変更）

(ウ) 農地転用後完了前に一般承継した場合

(エ) 農地への復元中であり、期間が3か月を越えないもの（始末書添付）

イ 転用目的が営農型太陽光発電設備の場合は、1(1)アに加えて次の変更も事業計画変更の対象とする。ただし、(ア)～(ウ)以外の変更で「単収に影響がある」等の下部の農地における営農の適切な継続に影響する変更についても事業計画変更の対象とする。

(ア) 営農型太陽光発電設備の下部の農地で栽培する作物の変更(作物の追加、削減を含む)

(イ) 営農型太陽光発電に係る事業の第三者への承継

(ウ) 営農型太陽光発電設備の改築

(2) 事業計画変更の承認

許可権者は、転用事業者に（承継者がある場合にあっては、転用事業者と承継者の連署をもって）事業計画変更の申請を行わせ、当該申請が次のすべてに該当するときは、これを承認することができる。

ア 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権限に基づき転用事業に供するものである場合にあっては、所有者。）によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。

イ 許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。

ウ 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

エ 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

オ 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

カ 上記各号のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。

(3) 事業計画変更申請の手続き

ア 事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）は、農業委員会に提出（知事・市町長許可分は農業委員会経由）する。

なお、権限移譲後は過去に行った知事許可分についても市町・農業委員会にて実施する。

イ 申請書は農業委員長許可の場合は2部（農業委員会審査用、許可書用）、知事、市町長許可の場合は3部（知事・市町長審査用、農業委員会審査用、許可書用）とする。

(4) 転用許可申請

許可権者は、(1)により事業計画変更の承認を受けようとする申請者に対し、農林水産省令で定められた許可申請書の記載事項（農地法施行規則第31条及び第57条の5）を変更する場合に

は、農地法第4条・第5条の許可申請手続きを行わせるものとする。

なお、下記の案件については、農業会議常設審議委員会で意見聴取を行うものとする。

- ア 事業計画変更前に審議委員会の意見聴取を行ったもので、変更後の転用面積が30アールを越えるもの
- イ 事業計画変更前の転用面積が30アール未満で変更後に30アールを越えるもの
- ウ その他農業委員会が意見聴取を必要と認めるもの

2 転用目的達成が可能な場合の事業計画変更

許可権者は、事業計画変更を指導した事案及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現できるものとして許可に係る事業計画変更を希望している事案については、次により処理する。

(1) 事業計画変更の承認

許可権者は、転用事業者に事業計画変更の申請を行わせ、1の(2)のエ、オ及びカに掲げる事項のすべてに該当するときは、これを承認することができる。

(2) 事業計画変更申請の手続き

ア 申請者は農業委員会に申請書を提出（知事・市町長許可分は農業委員会経由）する。

なお、権限移譲後は過去に行った知事許可分についても市町・農業委員会にて実施する。

イ 申請書は農業委員長許可の場合は2部（農業委員会審査用、許可書用）、知事、市町長許可の場合は3部（知事・市町長審査用、農業委員会審査用、許可書用）とする。

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）

第十一条 令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 二 申請に係る土地の所在、地番、地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。）、面積及びその所有者の氏名又は名称
- 三 申請に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称
- 四 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
- 五 権利を取得しようとする者又はその世帯員等についての次に掲げる事項

（農地を転用するための許可申請書の記載事項）

第三十一条 法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 転用の事由の詳細
- 四 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要
- 五 転用の目的に係る事業の資金計画
- 六 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要
- 七 その他参考となるべき事項

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請書の記載事項）

第五十七条の五 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
- 二 第三十一条第四号及び第五号に掲げる事項
- 三 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要
- 四 その他参考となるべき事項

事業計画変更承認申請書

年 月 日

農業委員会会長 あて
三重県知事 あて

当初計画者

承 継 者

年 月 日付け 第 号で許可になった転用事業計画を（承継により）下記
のとおり変更したいので申請します。

記

1 農地転用許可を受けた申請者の氏名、住所

当事者の別	氏 名	住 所

2 土地の所在、地番、地目、面積

土 地 の 所 在 、 地 番	地 目		面 積	備 考
	登記事項 証明書	現 況		
計 m ² （田 m ² 畑 m ² ）				

3 計画を変更する内容

変更前	変更後

4 変更前の事業計画に従った事業の実施状況

5 変更前の事業計画どおり事業が遂行できない理由

6 変更後の転用事業が変更前の事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明

7 変更後の事業計画の詳細

転 用 目 的			事業の操業期間又は 施 設 の 利 用 期 間			
転 用 の 時 期 及 び 施 設 の 概 要			工事期間 着工（ 年 月 日） 完了（ 年 月 日）			
	工事計画	名 称	棟 数	建 築 面 積	所 要 面 積	備 考
	土地造成				m ²	
	建 築 物		棟	m ²		
		小 計				
	工 作 物					
		小 計				
合 計					建ぺい率 %	

8 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画

9 変更後の転用事業によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

10 その他参考となるべき事項

添付書類（転用事業者が当初の転用目的の達成が可能な範囲内で事業計画の変更承認申請をする場合は、①から④までの書類の添付を要しない。）

- ① 法人にあつては、法人登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し。
- ② 申請に係る土地の登記事項証明書。（現に効力を有する登記のない用紙を省略）
- ③ 申請に係る土地の地番を表示する図面。（公図写し）
- ④ 位置及び付近の状況を表示する図面。（縮尺2,500分の1ないし3,000の1程度）
- ⑤ 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面。（縮尺100分の1～500分の1程度）
- ⑥ 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより、許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときはその旨を証する書面。
- ⑦ 被害防除について新たに関係者の意見を求める必要がある場合には、関係者の同意書、意見書の写し又は説明状況書若しくは上記9の欄にその協議状況を記載する。
- ⑧ 転用事業者の変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等のかたちで関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書。
- ⑨ 転用目的が営農型太陽光発電設備の場合は、農地法規則第30条第2項第1号～第3号に規定される書類
- ⑩ 営農型太陽光発電設備を改築する場合は「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の別紙様式例第7号、第三者に承継する場合は別紙様式例第9号。

事業計画変更承認申請に係る意見書

(知事・市町長許可のみ)

年 月 日

三重県知事 あて

農業委員会会長

変更申請に係る事項	申請者の住所及び氏名	当初計画者	住所					氏名		
		承継者	住所					氏名		
	申請土地	所在								
		地目別面積	地目	田	畑	計	山林	その他	合計	
			当初							
			変更後							
		申請土地の所在する区域		市街化区域 市街化調整区域 その他の区域						
	事業計画	転用目的	当初							
			変更後							
		工事計画	当初	着工	年	月	日	完了	年	月
変更後			着工	年	月	日	完了	年	月	日
申請に係る権利の内容										

事業計画変更承認申請に係る意見	(1) 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業が所有権以外の権限に基づき転用事業に供するものである場合にあっては、所有者。以下同じ。）によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。	
	(2) 転用目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。	

事業計画 変更承認 申請に係る意見	(3) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。	
	(4) 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。	
	(5) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。	
	(6) 上記各号のほか変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。	
	その他（許可年月日及び許可番号）	
	総 合 意 見	

事業計画変更承認書様式

第 号

別紙申請については、 年 月 日付け 第 号をもってした農地法第 条第 項の規定
による許可に付した条件を下記のとおり変更し、これを承認します。

令和 年 月 日

農業委員会会長 印

三重県知事 印

条 件

- 1 転用事業計画変更承認申請に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 変更後の転用事業が完了したときは、遅滞なくその旨を農業委員会に報告すること。（知事許可は農業委員会経由）
- 3 変更後の転用事業が完了するまでの間、本件承認の日から3か月及びその後は1年ごとに工事の進捗状況を農業委員会に報告すること（知事・市町長許可は農業委員会経由）。

注意事項

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがってその事業の用に供しないときは農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、相当の期間を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

〔教示〕知事許可4ヘクタール以下の場合

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会（東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号中央合同庁舎 4 号館）に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第 25 条の 2 第 2 項に規定する事項を記載しなければなりません。）を正本及び処分庁と関係都道府県知事の数に等しい部数の副本を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

* 条例による権限委譲済みの市町（2ha 以下）および指定市町村については、下線の部分は、「三重県」は「〇〇市（町）」、「三重県知事」は「〇〇市（町）長」または「〇〇農業委員会」と記載してください

第2-3 許可申請の取下げ関係

農地法にかかる許可申請の取り下げは、行政庁の処分が行われるまでの間であれば、当事者双方の連署により許可申請を取り下げることができるのは当然のこと、一方当事者による取り下げについては、下記の「昭和39年2月15日付け39-394号農林省農地局管理部長回答」を準用することとする。

なお、申請者が死亡した後に取下げをする場合は、相続人全員で取り下げることとなる。

昭和39年2月15日付け39-394号農林省農地局管理部長回答

許可申請の一方取下げについて

昭和39年2月15日・39-394
農林省農地局管理部長から中国四国農政局農政部長あて

7月29日付け38-372をもって照会のあったこのことについて、下記のとおり回答する。

記

- 1 農地法第3条の許可について、当事者が連署のうえ、許可申請がなされた後当事者の一方からその取下げ書の提出があった場合には、当該提出者には取下げ書を受理した旨を通知し、当事者の他方には他の当事者の申請取下げにより申請がその要件を欠くに至ったことを理由に申請に対し却下処分をすることが相当と考える。

農地法第3条の許可については、改正前の農地法施行規則第2条において、「許可の申請は、当事者が連署」であることを要件とし、これは合同行為に当たり、従って当事者の一方による申請の取下げはできないと解し運用してきたが、37年同項を改正し、当事者の連署によることとし、連署による許可の申請は合同行為に当たらず、当事者双方の当該権利の設定又は移転をなす旨の意思表示の併存を要件とし、申請後において、契約の解除その他の理由により当事者一方の申請意思の取消しまたは撤回（申請の取下げ）があった場合は、申請の要件を欠くものとして申請を却下することとしたものである。なお、申請義務の存否につき当事者間に争いがある場合には、当事者が訴えにより確定し、その確定判決により当事者の一方のみにより許可の申請をすることが可能である。農地法第5条申請も同様に扱う。

なお、この場合許可申請の取下げは、行政庁が取下げ書を受理したときに効力を生ずるものであって、取下げ書を受理通知は便宜的措置に過ぎない。

- 2 貴見のとおり

- 3 貴見のとおり

- 1 事務手続き

許可申請者が許可申請後処分前において、当該許可申請を取下げしようとする場合には、「取下げ願」正副2部（許可権者が農業委員会の場合は正1部）を農業委員会に提出する。

- 2 事務処理

- (1) 許可申請人双方から「取下げ願」が提出されたときは、「受理通知書」を願出者双方へ交付すること。
- (2) 許可申請人の一方から「取下げ願」が提出されたときは、当該願出者には「受理通知書」を交付し、他方へは却下処分をすること。

取下げ願い様式

取 下 げ 願

年 月 日

三重県知事
農業委員会会長 あて

願出者 住所
氏名

年 月 日付け農地法第 条第 項の規定による許可申請については、下記のとおり取下げいたします。

記

1 土地の表示

2 理由 (一身上の理由等具体性を欠く理由は不可)

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

様

三 重 県 知 事
農 業 委 員 会 会 長 印

年 月 日付けで願出のあった農地法第 条第 項の規定による許可申請に係る取下げ願については、受理したので通知します。

記

土地の表示

取下げに伴う申請却下指令書様式

指令 第 号

年 月 日付けで申請のあった別紙の農地法第 条第 項の規定による許可申請については、下記の理由により却下します。

年 月 日

三重県知事
農業委員会会長 印

(理由)

譲渡人(譲受人)から申請書の取下げ願の提出があり、農地法施行規則第10条(第57条の4)により申請書には連署が必要との要件を欠くため。

[教示]

(知事許可の4条、5条の4ヘクタール以下の場合)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会(東京都千代田区霞が関3丁目1番1号中央合同庁舎4号館)に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を正本及び処分庁と関係都道府県知事の数に等しい部数の副本を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

* 条例による権限委譲済みの市町(2ha以下)および指定市町村については、下線の部分は、「三重県」は「〇〇市(町)」、「三重県知事」は「〇〇市(町)長」または「〇〇農業委員会」と記載してください

第2-4 農地法許可（受理）の願いによる取消関係

1 取消しの基準

次の要件を充たすものについて行う。

- (1) 許可を受けた者（農地法第3条及び第5条の規定による許可については譲渡人、譲受人双方）からの願い出であること。
- (2) 現況地目、登記地目とも農地であること。
- (3) 許可を受けた者（農地法第3条及び第5条の規定による許可については譲渡人）もしくはその相続人が、登記上の所有者であること。
- (4) 一部取消しも差し支えないが、一筆の内の一部の場合は原則として事前に分筆されていること。
なお、農地法第4条、第5条の許可事案については事業計画変更承認の見込みがあること。
農地法第3条の許可事案については取消しを希望しない部分のみでも許可し得るものであること。
- (5) 許可権限庁の公文書にて許可内容が確認できること。（文書保存年限であること。）

2 取消権者

農地法第3条、第4条又は第59条の規定による許可の権限庁。

3 取消願の手続き

- (1) 取消しを希望する者は、「取消願」正副2部に許可書又は受理通知書及び土地登記事項証明書を添付して（取消権者が農業委員会の場合は正1部）、当該土地の所在する市町農業委員会に提出する。許可書又は受理通知書を紛失した場合は一部取消を除いてその旨を書面で明らかにすることにより省略してもさしつかえない。
- (2) 農業委員会は、取消権者が知事である当該願出を受理した時は、「取消願に対する確認書」を作成し、これを当該願に添付して知事に送付する。
なお、一部取消しの農地法第4条、5条許可事案は「取消願及び事業計画変更申請書」正副2部により行うこと。
- (3) 許可の取消を行う場合で、許可を受けた本人（農地法第3条及び第5条の規定による許可については譲渡人、譲受人双方）からの願い出によってその許可を取り消す場合、聴聞の手続きは原則不要。
なお、当該取消が行政手続法上の不利益処分にあたる場合は、聴聞の手続を行わなければならない。聴聞を行う場合、願出者には、異存がなければ特に出頭や弁明書の提出などはする必要がない旨を説明しておく。取り消しの根拠は法第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項の規定による許可の取り消しとして、聴聞の通知を願出者に送付する。聴聞の期日までに何も応答がなければ許可の取消手続を行う。（取消できない場合はこの手続は不要）
- (4) 取消権者は、指令書を願出者全員に各1部交付（取消権者が知事である場合は、農業委員会経由）する。

取 消 願

年 月 日

三 重 県 知 事
農 業 委 員 会 会 長 あて

願出者（譲受人）住所
氏名
（譲渡人）住所
氏名

年 月 日付け 第 号の農地法第 条の規定による（許可、受理通知）については
下記のとおり取消してください。

記

- 1 土地の表示
- 2 取消理由 （一身上の理由等具体性を欠く理由は不可）

（添付書類）

- 1 許可書又は受理通知書
- 2 土地登記事項証明書

取消願に対する確認書

- 1 願出者
- 2 土地の表示
- 3 現況地目
- 4 その他参考となる事項

上記のとおりであることを確認します。

年 月 日

農業委員会会長

取消し等の指令書様式

指令 第 号

願出者（譲受人）住所

氏名 様

（譲渡人）住所

氏名 様

年 月 日付け 指令 第 号の農地法第 条の規定による許可は

願いにより取消します。

取消しできません。

年 月 日

三重県知事
農業委員会会長

印

1 土地の表示

2 取消しできない理由（取消しできない場合のみ）

取消願及び事業計画変更申請書

年 月 日

農業委員会会長
三重県知事

あて
あて

願出者（譲受人）住所

氏名

（譲渡人）住所

氏名

年 月 日付け 第 号の農地法第 条の規定による許可の一部取消し及び事業計画の変更を申請します。

記

1 土地の表示

- ① 許可された土地
- ② 取消の土地

2 取消理由及び取消後の事業計画

（添付書類）

- 1 許可書又は受理通知書
- 2 土地登記事項証明書

願出による許可の取消しに係る聴聞通知様式

文 書 番 号
年 月 日

願出者（譲受人）住所

氏名 様

（譲渡人）住所

氏名 様

三重県知事 印
農業委員会会長 印

行政手続法第15条による聴聞の通知

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
年 月 日付け 指令第 号の農地法第 条の規定による許可の取消
農地法第 条第 項
- 2 不利益処分の原因となる事実
年 月 日付けで上記願出者から取消願いが提出されたため
- 3 聴聞の期日及び場所
期日 年 月 日 時 分
場所 ○○庁舎
○○市○○町○○番地
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
三重県
- 5 教示
 - ① 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
 - ② 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

（注意事項）

○許可の取り消しについて異存がない場合は、聴聞に出席する必要はありませんし、陳述書や証拠書類の提出も必要はありません。

第2-5 農地法許可証明関係

1 証明の基準

本証明は許可書を紛失した場合に行う。

2 証明権者

農地法第3条、第4条又は第5条各第1項の規定による許可の権限庁又は経由庁。

3 証明の手続き

- (1) 証明を受けようとする者は、「農地法第3（4、5）条第1項の規定による許可の証明願」正副3部（証明権者が農業委員会の場合は正副2部）、及び証明を受けようとする土地の登記事項証明書1部を当該土地の所在する農業委員会に提出する。
- (2) 農業委員会は、証明権者が知事である当該願を受理した時は、これを知事（市町長）に送付する。
- (3) 証明権者は、許可の有無について確認のうえ奥書きにより証明し、願出者に交付（証明権者が知事（市町長）である場合は、農業委員会経由）する。
- (4) 証明できない場合は、理由を付して願出者に通知する。

4 証明できる期限

許可権限庁又は経由庁で許可内容が公文書にて確認できること。

農地法第 条第 1 項の規定による許可の証明願

年 月 日

三重県知事
農業委員会会長 あて
あて

願出者 住所
氏名

下記の農地等については、 年 月 日付けで農地法第 条の規定により許可をしたものであることの証明をお願いします。

記

- 1 証明する農地等の所在、地番、地目、地積
- 2 許可当事者の住所、氏名、譲受人（住所、氏名）、譲渡人（住所、氏名）
- 3 権利の種類
- 4 転用目的
- 5 証明を必要とする理由

上記のとおりであることを証明します。

文 書 番 号
年 月 日

三 重 県 知 事
農業委員会会長 印

第2-6 買受適格証明関係

1 証明の手続き

- (1) 買受適格証明を受けようとする者は、「買受適格証明願」正副3部（証明権者が農業委員会の場合は正副2部）を当該土地の所在する農業委員会に提出する。
- (2) 農業委員会は、許可権者が知事（市町長）である当該願を受理した時は、農地法第3条第1項若しくは第5条第1項の許可申請又は第5条第1項第6号の届出の手続きに準じる。
- (3) 許可権限者は、証明しようとする場合には、別紙に奥書により証明し願出者に交付（証明権者が知事である場合は、農業委員会経由）する。
- (4) 2回目以降証明書を発行するときは、前回の証明書を添付させる。
- (5) 「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」（平成28年3月30日付け27経営第3195号・27農振第2146号）

2 証明権者

農地法第3条、第5条の許可権限者

3 留意事項

- (1) 「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」（平成元年3月30日付け元構改B156号）において、買受適格証明を交付する場合には、専決処理は適当でないとされているので留意すること。（届出は除く。）
- (2) 競売日に間に合わず、競売後日になっても証明書は交付することとし、競売が不成立になり、再度証明書の発行が必要な場合で前回証明書と状況が変わっていないときは、事務局において処理ができるものとする。

買 受 適 格 証 明 願

年 月 日

三重県知事
農業委員会会長 あて

願出者住所
氏名

地方裁判所 支部、 年（ ）第 号公告にかかる下記の土地の買受適格者であることの証明をお願いします。

記

1 競売（公売）の受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名

土地の所在	地番	地 目		面 積	利 用 状 況	普通収穫高	耕作者 氏 名	備考
		登記事項 証明書	現況					
計		㎡（田		㎡	畑	㎡）		

2 競売（公売）に参加しようとする事由の詳細

3 その他参考となる事項

（添付書類）

- 1 競売（公売）参加の目的により農地法第3条第1項若しくは第5条第1項の規定に基づく許可申請書又は同法第5条第1項第6号の規定による届出書及び添付書類（転用の場合、位置図、地番表示図（公図）、賃借地の場合賃借人の同意書、土地利用計画図等）
- 2 裁判所の競売（公売）を実施する旨の公告をしたことを証する書面（裁判所が登載する「新聞公告の写し」でも差し支えない）
- 3 農地法第3条第1項の規定による参加目的の場合は、位置図、農業委員会の耕作等証明、賃借地の場合賃借人の同意書、遠隔地又は新規就農等の場合は営農計画書等

上記にかかる買受適格者であることを証明します。
なお、当該証明は農地法上の許可を証明するものではありません。

文 書 番 号
年 月 日

三重県知事
農業委員会会長 印

第2-7 耕作等証明関係

- 1 本証明は農地法第3条にかかる審査基準に基づく確認資料である。
- 2 証明の手続き
 - (1) 証明を受けようとする者
 - ア 証明を受けようとする者は、別記様式「証明願」（2部）を当該土地の所在する農業委員会へ提出する。
 - イ 所有地のうち「備考」欄には、農業経営委託（注：作業委託とは異なる）した面積及び不耕作地の面積を記入する。
また、その理由を欄外又は別紙に記載する。
転作中の農地は「自作地」または「貸付地」の中に含まれる。
 - (2) 農業委員会
農業委員会は上記の「証明願」を受理したときは農地基本台帳により現在所有権などの権利に基づいて、実際に耕作（作業委託・減反による不耕作も含む）している面積との整合を図り、申請内容と相違ない場合は奥書き証明のうえ交付する。
また、その際、必要に応じて現地の耕作状況を確認する。

耕作等証明願

年 月 日

農業委員会会長 あて

(願出者) 住所
氏名

私が貴委員会管内において、権利を有するすべての農地についての耕作等状況は下記のとおりです。ので証明願います。

記

1 自作地

所 在	地 番	地 目		面 積	利用状況	所有者名	備 考
		登記事項 証明書	現 況				
				m ²			

2 貸付地

所 在	地 番	地 目		面 積	利用状況	所有者名	備 考
		登記事項 証明書	現 況				
				m ²			

3 農業従事状況

世帯員等の氏名	年令	願出者との続柄	農業従事日数	備 考

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

農業委員会会長 印

第2-8 農業従事者証明願

- 1 本証明は建築基準法に規定する「都市計画法の規定に適合していることを証する書面」に基づく確認資料である。
- 2 証明の手続き
証明を受けようとする者は、「農業従事者証明願」を当該土地の所在する市町へ提出する。

農業従事者証明願

年 月 日

あて

申請者 住所
氏名

次の理由により建築基準法の確認申請手続を行うため必要ですので下記について証明願います。

- ・建築物を必要とする理由（詳細に記入すること）

- ・建築物の建築主、建築場所、用途、規模など

建築主住所			氏 名	
建築の場所			地 積	
建築の用途		建築面積 m ²	延面積	

記

1. 経営面積及び所有関係

	自作地	所 有 者	小作地	所 有 者	家畜頭数	農機保有台数
田						
畑						
樹園地						
放牧地						
合 計						

2. 農家世帯の構成及び農業従事状況

(注) 兼業の場合は農業以外の職業を具体的に記入すること。

氏 名	続柄	年令	農業従事日数	職 業	備 考

*この証明は農地転用許可を証明するものではありませんので、農地転用申請が必要です。

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

(証明者) 職・氏名

印

第2-9 非農地証明関係

1 非農地証明の基準

- (1) 登記上の地目が田、畑、牧場で次の該当する要件を充たすものについて、農地法第2条第1項に該当しないものとして非農地証明の対象とする。

なお、判断が困難なものについては転用許可権者と協議し判断する。

ア 家屋登記簿謄本、課税証明、航空写真、樹齢の確認できる写真等にて20年を経過していることが客観的に証明しうるもの。

イ ア以外で現況が農地法第2条第1項の規定による農地又は採草放牧地でなくなってから20年を経過しているものであって、それが客観的に確認しうるもの。

ウ 災害によるものについては、相当程度費用を投じて農地又は採草放牧地として復旧不可能なもの。

- (2) 上記に該当しても次に該当するものは非農地証明できない。

ア 荒廃農地（耕作放棄地）、樹苗育成地、肥培管理している果樹園又は筍採取用竹林等。（これらはすべて農地である）

イ 農用地区域内農地。（農業用施設用地を除く）

ウ 容易に農地へ復元できるもの。（草刈機にて雑草を刈り、耕運機にて耕せば容易に農地に復元できるものは農地性を有すると判断する）

- (3) 非農地証明できないものは、農地法上の規制の中で処理する。

2 証明者

農業委員会会長

3 証明の手続き

- (1) 非農地証明を受けようとする者は、「非農地証明願」正副2部を当該土地の所在する農業委員会に提出する。

なお、非農地証明を受けようとする者は、対象とする土地の登記簿上の所有者又はその相続人に限られる。

- (2) 農業委員会は、当該願を受理した時は、原則として農業委員と農業委員会事務局職員により現地調査を実施し、当該土地が非農地であると認められる場合は、別紙1に奥書きにより証明し、願出者に交付する。また、非農地であると認められない場合は、理由を付して願出者に通知する。

- (3) (2)の事項のすべては、議事録に明記する。

- (4) 農業委員会は非農地証明願の一部について非農地証明控簿を作成し保管すること。

非 農 地 証 明 願

年 月 日

農業委員会会長

あて

願出者 住所
氏名

つぎの土地が現況農地又は採草放牧地でないことの証明をお願いします。

- 1 土地所有者の住所、氏名
- 2 土地の所在、地番、地目（登記地目と現況による地目）及び面積
- 3 現在の土地の利用状況及び利用者の住所、氏名
- 4 農地又は採草放牧地以外の土地に変更された時期及び理由

（添付書類）

- 1 土地登記事項証明書、必要あるときは閉鎖登記簿謄本（登記事項証明書の住所と権利者の住所が異なる場合は住民票又は戸籍の附票等公的証明書を添付）
- 2 現地案内図（1/1500～1/3000程度）
- 3 公図又は地積図の写し
- 4 現況写真
- 5 相続登記未了の場合は、相続関係を証する書面
- 6 農地法2条に該当しない旨の客観的証明資料（20年経過が分かる家屋登記簿謄本、課税証明書、航空写真、樹齢の確認できる写真等）

第 号
年 月 日

上記のとおりであることを証明します。

農業委員会会長

印

第2-10 農地法第4条、第5条の許可（届出）以外に係る農地転用の確認関係

1 確認の基準

本確認は農地法第4条第1項ただし書き又は第5条第1項ただし書きの規定により、農地等転用のなされたものについて行う。

2 確認の手続き

（1） 確認を受けようとする者は、「確認願」正副2部を当該土地の所在する農業委員会に提出する。

（2） 農業委員会は、当該願を受理した時は現況を確認のうえ、次の要件に該当したものについては確認願いに奥書きし、交付する。

ア 農地転用が農地法第4条第1項ただし書き又は第5条第1項ただし書きの規定に該当するものであること。

イ 現に農地転用がなされているものであること。

確 認 願

年 月 日

農業委員会会長 あて

願出者 住所

氏名

- 1 土地所有者の住所、氏名
- 2 土地の所在、地番、地目、面積
- 3 現在の土地の利用状況及び利用者の住所、氏名
- 4 転用者の住所、氏名
- 5 転用者が賃貸人である場合は農地法第18条の許可（合意解約）年月日
- 6 農地等以外への土地に変更した事由（許可除外に該当する旨の説明）

上記は農地法第 条第1項第 号（農地法施行規則第 条第 号）に該当して農地等転用
がなされたものであることの確認をお願いします。

（添付書類）※必要に応じて求めること

- 1 土地登記事項証明書
- 2 現況図
- 3 公図の写し
- 4 配置図、見取図
- 5 現況写真

号

番

年 月 日

上記のとおりであることを確認しました。

農業委員会会長

印

第2-11 納税猶予を受けた農地の権利移動・設定、 転用に対する通知について

租税特別措置法の規定により、贈与税及び相続税の納税猶予を受けた農地は、猶予期間が終了するまでに農地の権利の移動、設定、転用を行うと、猶予を受けた税を納付する必要があります。

また、租税特別措置法により許可権限部局は当該農地の権利の移動、設定及び転用の許可を行った場合は、遅滞なく所轄税務所長へ通知することになっており、様式を別紙1のとおり定めたので事務の参考としてください。

なお、知事（市町長）が許可権者である場合、農業委員会は別紙2により知事（市町長）へ通知を行ってください。

納税等の異動事実の通知書

年 月 日				
税務署長 様				
三重県知事 農業委員会会長				
印 又は 印				
租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 3 5 項（同法第 7 0 条の 6 第 4 0 項において準用する場合を含む。）及び同法施行規則第 2 3 条の 7 第 4 0 項（同法施行規則第 2 3 条の 8 第 3 0 項において準用する場合を含む。）の規定により、農地等の異動事実に関し下記の事項を通知します。				
記				
受贈者（相続人） の住所（居所） 氏名	住 所		氏 名	
農地等の異動に 関し行った行為 の内容				
農地等の異動 年 月 日				
異動があ った農地 等	所 在 地 番	地 目	面 積	異 動 の 態 様
摘 要				

(記載注意)

- 1 「農地等の異動に関し行った行為の内容」欄には、例えば「農地法第4条第1項の規定による許可」、「農振法第15条の2第1項の規定による許可」等と記載すること。
- 2 「農地等の異動年月日」欄には、(1) 農地等の権利の設定又は移転にあつては、当該設定又は移転に関し行った許可等の年月日を記載するものとするが、権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以降の日に定められているものにあつては、摘要欄にその旨及びその年月日を併記するものとし、(2) 農地等の転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の農地又は採草放牧地への転用を除く。以下同じ)にあつては、当該転用に関し行った許可等の年月日を記載するものとし、摘要欄に事業計画に記載された転用(開発)工事着手の時期及びその完了時期を記載すること。
- 3 「異動の態様」欄には、農地等の所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は転用の別を記載すること。
- 4 農地等の転用又は転用のための権利の設定若しくは移転につき許可等を行ったものについては、摘要欄にその転用目的(開発行為については、開発行為後の土地の用途)を記載すること。
- 5 農地等の異動が次のいずれかに該当する場合には、それぞれ、その旨を摘要欄に記載すること。
 - ア 農地法第2条第2項各号に掲げる事由により行う一時貸付け
 - イ 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け
 - ウ 租税特別措置法施行令第40条の6第8項(第40条の7第7項)に掲げる施設の用に供するために行う転用
 - エ 租税特別措置法施行令第40条の6第10項(第40条の7第16項)に掲げる施設の用に供するために行う開発行為
 - オ 砂利採取のために行う一時転用
 - カ 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)の規定に基づく経営移譲年金及び特例付加年金の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の都道府県知事又は他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又は使用しているとき。
 - キ 租税特別措置法第70条の4第8項から第14項(第70条の6第10項から第17項)までに規定する借換特例に係るもの。

番 号
年 月 日

三重県知事 へ

農業委員会会長 印

贈与税及び相続税の納税猶予の適用に関する確認について

租税特別措置法の規定の適用に関し下記のとおり連絡します。

記

1. 贈与税及び相続税の納税猶予の適用状況

許可申請者の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記事項 証明書	現況	

(注) 1 「許可申請者及び許可を受けようとする土地の所在・地番・面積」は、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4608号21農振第1599号農林水産省経営局長農村進行局長通知)の様式例第4号の1及び2の「2 許可を受けようとする土地の所在等」欄の項目を活用しても差しさえない。

2 贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている場合の記載については、土地ごとの地番欄に、贈与税の納税猶予の適用を受けているものにあつては「**贈**」と、相続税の納税猶予の適用を受けているものにあつては「**相**」と朱記するものとする。